

### 第一節 當座預金未拂利息の特異性

當座預金の利息決算は、年四回も行はれる關係上、未拂利息の算出期間が極めて短かい。且つ残高も他の預金に較べて少なく、利率も低率であるから、之が未拂額は總未拂額から言へば、僅少言ふに足りない。右述べた通り、算出期間の短期に止まる事實は、當座預金未拂利息の一特色と見られる點であつて、從而之が算出方法も亦容易なるかの如く誤認され易い。乍然、之は當座預金未拂利息の他の一面を見逃した考へ方に過ぎないのであつて、今若し正確なる計數を得んとならば各種未拂利息算出方法の中で、當座預金未拂利息の算出方法位ひ厄介なものはないと言へる。

然らば當座預金の未拂利息の他の一面とは何を指すのであるかと云へば、それは當座預金と當座貸越との相關々係に外ならない。他の預金に在つては、急激なる残高の變動もなく、若しありとしても多くの場合之を豫知し得るに反し、當座預金残高に在つては、常に甚だ顯著なる變化を見るのが常態であり、時には未拂を通り越して貸越利息を計上しなければならぬ様な激變振り

を見ることも、決して珍らしいことではない。然もそれが要求拂預金であるだけに仲々豫想がつき兼ねるのである。

之を要するに當座預金の未拂利息の算出は、計數は大したものではないのであるが、之が算出の對照殘高そのものに不安定なる性質があるのであるから、合理的推定の基礎が不安定なるを免かれないのである。斯くの如くにして當座預金未拂利息算出法の困難なる事情は認識されるのであるが、實際問題として考察する場合は、僅かな計數の爲めに莫大なる手數と犠牲とを拂ふと云ふことは一般から放棄せられた傾きがあり、且つ之が當然のことともせられてゐる。而して最も手數の懸らない簡便なる方法に於て、然も合理的推定に近い方法を以て之が算出を行ふと云ふのが普通の行き方である。次節に述べる算出方法も亦此の趣旨から割り出したものに外ならないのである。

## 第二節 當座預金未拂利息算出方法

で當座預金の未拂利息が、個々の口座に就ては到底之が算出の困難である所以は、前節に於て述

べた通りである。仍而、日々の當座預金殘高を基礎として、推定積數を算出し、之に當座預金推定平均利率を乗じて、所要の未拂利息を總括的に算出する程度で旨んじなければならぬ。

### 一、推定平均利率

積數に乘すべき利率は、現行率其儘を用ひないで、平均利率をもつてすべきである。其の理由は、第一、當座預金の各口座が悉く利附である譯でなく、中には自己宛小切手口座其他の如く無利息のものあり、第二、千圓以下の殘高(五百圓の地方もある)が無利息なるにも拘らず積數は圓位迄計上せられてゐる關係上、無利息の部分を多額に包含してゐるからである。

當座預金の平均利率は、既往の實數から算出されたものを以て、次の未拂算出の際に其の平均利率として適用されるのが普通であるから、將來の問題たる未拂利息の要素としては、當然推定利率たらざるを得ないのである。

當座預金の平均利率を得るには、利率に變更のない限り、通常次の算式に據る。

$$(\text{決算利息}) \div (\text{決算期間内總積數}) = (\text{平均利率})$$

即ち三ヶ月を以て一決算期と爲すものに在つては、此の三ヶ月間の毎日の殘高(休日は前殘によ

る)を圓位迄合算して所謂總積數を得、之をもつて同期中の預金利息(決算利息)を除した商が即ち次の未拂算定用の推定平均利率となる譯である。

二、推定積數

未拂利息の算出期間は豫め判明してゐるのであるから、算出すべき積數は此の期間内のものに限る。その方法は、前期決算(當座の)以降の既經過分は日々の實際殘高を合計し、未經過日數分は既經過最終殘高が、爾後増減なきものと假定して右未經過日數を之に乗じて算出し、既經過積數と未經過積數との合計をもつて所要積數とする。従つて、此の未經過部分の多い程、積數推定額の正確を失ふこととなる道理である。

第十一章 當座預金文書事務

### 第一節 當座取引開始並解約報告書

當座取引が開始せられた場合、若くは解約となつた場合には、遅滞なく此の事實を當該當業店  
全員並に關係部課へ報告するを要する。若し此の報告を怠るか、又は之が通知の徹底を缺く時は  
意外の手違ひを生じないとも限らない。事務上の連絡を緊密にすることは、當座取引の如く他の  
係に交渉の多いものに於ては、特に其の必要を痛感するものである。

#### 一、營業店全員への報告

營業店全員に徹底せしむる爲めには、回覽して認印を徴するを便とする。形式は隨意であるが

#### 當座取引移動通知（赤書ハ解約）

姓	名	住	所	職	業	日	附	開始又ハ解約事情	備	考

昭和 年 月 日	金 預	付 貸	納 出	他 其

参考として一案を掲出して置く。

二、關係部課への報告

關係部課への報告は、出来るだけ詳細なるを要する。何となれば之が信用調査の出発点ともなるからである。報告書様式の一例を示せば次の如きものである。

何々部課御中 當座取引(取貸取引)報告書

昭和 年 月 日 店名

姓 名	開始日		備考
	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	
住 所			
職 業			
開 始 事 情			
	紹介者		
開 始			
	興信所内報 其他信用状態		
解 約	解 約 極 度	解 約 日	昭和 年 月 日
	解 約 事 情		

(複写式)

## 第二節 當座預金残高證明書

個人の取引先から預金残高の證明方を要求せられる場合は稀であるが、法人又は自治團體の取引先からの要求は稀らしいことではない。中には、取引者自身でタイプに打つた原案を持参して之が證明方を要請する向きもある。是等の場合に處して、銀行の方針を一定して置く必要のあることは言ふまでもない。當座残高の證明に當つて注意すべき諸點は次の通りである。

### 一、残高の確定

當日の勘定精査を了へて残高が既に確定不動のものとなつた後であるか、若くは該口座に關する限り、證明すべき残高が絶対正確なりとの自信のある時でなければ、證明などの出來様道理はない。

### 二、締後勘定の取扱方法

締後勘定にも、當日附入金せるものと翌日附入金せるものとの二種が考へられる。無論起算日を問題としてゐるのでなく、取扱日の問題である。前者即ち當日附締後入金に在つては、假令銀

行の内部取扱方が締後であるにもせよ、第三者に對しては當日の勘定として通用するのであるから、當然證明残高中に加算せらるべきであるが、後者に在つては、内外共に當日残高として通用しないものと解せられるから、之を證明残高より除外すべきものと思はれる。尤も右は入金勘定の場合のみに就て論じたのであるが、出金勘定に締後ある場合は之を如何に取扱ふべきか、之は問題である。例へば残高一〇、〇〇〇圓の時、銀行の勘定を締切つた後、締後勘定翌日附(起算日は無論當日であるが)を以て五、〇〇〇圓の小切手を便宜支拂ひたる場合の如きは、證明残高として果して何れを採るべきか、之が問題である。假りに日附に重きを置いて、一萬圓の證明を主張するものとすれば、他方此の五千圓の支拂額を、當日附締後勘定を以て更に他行へ入金可能であり此の五千圓が彼是重複すると云ふ不都合な結果となる。去ればと云つて、翌日附の勘定を後日に至つて細工する譯にも行かないから、五千圓の證明もならず、斯くの如き場合は畢竟證明不能と云ふの外はない。

右の通りであるとするならば、締後勘定を證明残高に加算するか否かは、可成り困難を伴ふ問題であるが、要は是等のことも考慮に入れて、豫め銀行の態度を決定して置くことは、此際是非

共必要な點であらうと思ふ。

當座預金残高證明上の注意事項は以上の通りである。今締後勘定解釋上の参考として、行文の正確を期する英文の該文言を示せば次の通りである。

..... is standing at \*..... in your favour at the close of business on.....

今右の趣旨を體して之を邦文に直した證明書式を示せば、用語の性質上英文程には正確を期し得ない憾みがあるが、先づ大體に於て次の如きものであらうと思ふ。

残 高 證 明 書

一金何千圓也

右ハ當行昭和 年 月 日附現在ニ於ケル貴 當座預金残高ニ相違無之此段及證明候也

昭和 年 月 日

株式會社 何々銀行

何 某 殿

支配人 何 某 ㊟

第三節 小切手、手形不渡證明書式

一、小切手の不渡證明

小切手の不渡證明、即ち支拂銀行の支拂拒絶に關する宣言の形式は、一つに小切手法に準據すべきである。即ち支拂人の該宣言が、拒絶證書の作成に替へ得る效力あることを認識し、小切手

本小切手支拂ノ爲メ呈示相受候處左

記理由ニ依リ難支拂候也

一理由

但交換領收印ヲ取消ス

年 月 日

株式會社 何々銀行 支配人 何 某 ㊟

法文の命ずる所に従ひ、小切手面に（附箋を用ふることは不可）拒絶文言を記載し、日附を附して支拂銀行支配人正式に記名調印を要する（第九條）。

不渡理由の如何は法の關知せざる所であつて、取引者との委任契約に反せざる限り、何んな理由でも差支へない譯であるが、一方手形交換所を中心とする組合

銀行間の習慣もあることであるから、原則として之に従ふべきは當然である。不渡理由の主なるものは、曩に列擧して置いた通りである。

今交換廻り小切手の不渡證明書式を示せば右の通りであつて、ゴム判を用意して置くのが普通である。

### 二、手形の不渡證明

銀行が手形の支拂場所として指定せられると云ふことは、銀行が一應支拂人の代理者として認められる。小切手の場合は支拂銀行の不渡證明が拒絶證書に替はり得るが、手形の支拂場所銀行の證明は、一應の呈示のあつたことの貧弱なる證明たるに過ぎない。正式の呈示及拒絶の證明は拒絶證書の作成に俟つの外はない。手形法も亦此際銀行の不渡證明に就ては何等規定せぬのであつて、その形式は支拂銀行の自由であり、一般の慣習に従ふのみである。手形の不渡證明に関する一般の慣習に依れば略々小切手の文言形式と同様であるが、唯違ふ點は手形面に之を爲さず、附箋(手形と割印する)を以て之を證明することになつてゐる點である。附箋の證明文言は次の如きものが普通に行はれてゐる。

<p>本手形支拂ノ爲メ呈示相受候處左記 理由ニ依リ難支拂候也 一理由 且支拂人支拂ノ爲メ來行セズ 但交換領收判ヲ取消ス</p> <p>年月日</p> <p>株式會社 何々銀行 印</p>
---

因に附箋による手形の不渡證明は、手形法の規定によるものでないから、必ずしも完全なる銀行の意思表示を必要とせず、行名の下へは行印若しくは押切印等の略式證明法をとるも何等差支へはない。

### 第四節 交換手形不渡届

交換持出手形が不渡となつて返却された場合は、交換所規約の命ずる所に據り、關係銀行から交換所へ届出せられることになつてゐる。此の届出は、聽て不渡處分に至る手續として一般に慎重なる取扱が要求されてゐる。

交換所への不渡届は、關係銀行の義務ではあるが、過怠金(五圓内外)さへ出す決心ならば、敢



て届出づることを要しない。地方によつては特別の事情のない限り必ず届出づる律義なものもあるが、多くの地方では比較的寛大である。中には手形所持人よりの要請なき限り、銀行から進んで届出でないと云つたものもあり、又銀行によつては自行の自由意思により原則として届出でると云ふのもあり、此間の銀行の態度は頗るまち／＼である。

右述べた様な事情の下に届出でられる不渡届は、翌交換開始に先立つて提出されなければならぬ。その書式は交換所によつて多少の相違はあるが、凡そ次の如きものである。

交換手形不渡届書

一	當座小切手形
一	番 號
一	金 額
一	振出人又ハ支拂人住所
一	同 姓 名
一	同 職 業

一	振出年月日
一	期 日
一	不 渡 理 由
一	支 拂 銀 行
右不渡ニ付及御届候也	
昭和	年 月 日
〇〇手形交換所 御 中	
(銀行名)	

第五節 小切手、手形事故通知書

當座取引先から小切手、手形の紛失、盗難、詐取等の事故申出があつた時は、本店關係部課を通じて之を手形交換所へ届出でるのが普通である。之に基いて、本店は全支店及交換所へ、更に交換所は加盟銀行へ、夫々通知を發することになつてゐる。

本店及交換所から事故手形として發表せられたものと雖も、手形としての效力を失ふ譯ではな



紙は何人の手にでも這入るものであり、然も手形流通期間は相當長期に亘るのであるから、此點を十分注意しなければならぬ。銀行としては、小切手々形の支拂上出来るだけの注意はするが、届出人からも出来るだけの善後策を講じて貰はなければならぬ。尙改印届出そのものに一抹の不安が残る様な場合には、銀行の自衛上保證人を求める必要もあるべく、又本人宛に改印の事實を書面をもつて照會しなければならぬ場合もあることと思ふ。

左に掲出する各書式は、右述べた諸點を考慮に入れての立案であつて、何れの銀行に在つても之と大同小異の用意が出来てゐるものと見られる。

改印届



貴行トノ當座取引ニ於テ使用スベキ拙者印章上記ノ通り改印ノ上左記要項ニ基キ使用致度別紙印鑑一葉相添此段及御届候也

- 一、改印事由
- 一、新印章使用時期
- 一、新印章ヲ以テ振出スベキ小切手番號

一、舊印章ヲ用ヒタル手形ノ表示

約束手形ノ表示  
爲替手形ノ表示

昭和 年 月 日

株式 何々銀行  
會社 御 中

本人 何 某  
保證人

印章喪失届

貴行トノ當座取引ニ於テ使用致居候拙者印章喪失致候ニ就テハ爾今拙者ヨリ發見ノ届出致候迄ハ該印章ヲ以テスル小切手手形ノ御支拂ニ際シテハ左記要項御參考被下度別紙改印届相添へ此段及御届候也

記

- 一、喪失事由
- 一、喪失ノ日

- 一、舊印章ヲ使用セル小切手最終番號
- 一、舊印章ヲ使用セル手形ノ表示

約束手形ノ表示  
爲替手形ノ表示

昭和 年 月 日

本人 何 某 ㊟  
保證人

株式 何々銀行 御中

照 合 狀

昭和 年 月 日附貴殿御名義ニテ當座取引用印章喪失並ニ改印ノ旨御届出相受候處右  
ハ御大切ノ儀ニ候得者爲念御照會申上候間乍御手数左ニ御記名御調印ノ上折返シ御返送相  
煩度此度重而御照會申上候

昭和 年 月 日

株式 何々銀行 ㊟

何 某 殿

昭和 年 月 日 抽者名義ニテ當座取引用印章喪失並ニ改印届出致置候處 月 日附  
右事實ニ付御照會有之候通り正ニ相違無之候

昭和 年 月 日

何 某 ㊟

株式 何々銀行 御中

第七節 小切手立替拂依頼書

一、取引者より銀行への依頼書

小切手の支拂は原則として支拂の委託を受けた店舗で爲すべきものである。従つて、假令同一  
銀行でも之を他の店舗で立替へ支拂を受けんとする取引者からは、其旨を左記の如き文書を以て  
依頼せしむるを要する。





## 第一節 睡眠口座と附込

一、當座預金残高が差引零となり、又は利附限度額以下となりたる儘、長期間に亘り固定して動かず、百方手を盡すも復活の見込なきに至つた口座を、俗に睡眠口座と謂ふ。

嗜眠状態に在るのであるから、何かの機会に刺戟を與へるとか、睡眠の原因が自ら除去された曉には、更生復活するものもあるが、多くは引導を渡されない儘に永久の眠りにつくのが常である。

二、是等の睡眠口座が活動口座と絶へず席を同じくして居ることは、平常事務の能率に悪影響を及ぼすことが少なくないので、之を左記様式の當座預金附込帳へ轉記して、其の合計額のみを附込口として一本で残高表に計上せられる。

三、問題は残高零のまゝ釘付けとなつた口座であるが、元來零の口座を附込帳に轉記するのも可笑しなものと解せられるから、之を如何に處理するかは問題である。恐らく解約の手續を強行するの外はあるまいと考へられる。





效の進行を初め、一錢の爲めに千圓に達して時効の對照となり得ないと云ふ滑稽な結果になる。此の事は利附限度が千圓のものと五百圓のものとを比較した場合にも同様のことが言へるのであつて、土地により残高の如何によつて時効の適用を二三にすると云ふ不可解な現象を呈する。之は明らかに預金のみを切り離して考へてゐる者の書き出す錯覺であつて、委託契約の存否を條件として時効の起算點を考へる吾々にとつては、斯かる不合理は到底認容出来ない。

斯くの如く、當座預金は名稱は預金とあつても、其實は純然たる預金でなく、その本質は當座取引契約の要素たる寄託金に外ならないのであつて、寄託金のみの時効を進行させて、委託契約は依然存続させ若くは之が存否を問題にしないと云ふことは、本末の轉倒であり該契約の精神に反するものと言へる。

取引者が委託契約を永らく中斷したからと云つて之は取引者の勝手であり、預託資金を放置することは「権利の上に睡る」ものに非ずして「保管せしむる権利」の行使中である。而して其間銀行から一度の解約も申込まずして黙過せる以上、元々時効のない委任契約は依然として解消の機會がなく、従つて之と不可分の關係に在る寄託金も亦時効に罹らしむることを得ない。

之を要するに、以上の解釋は、當座取引契約の法律上の性質を所謂事務委託に在りとする著者の見解と全然符節を合するものである。彼のローマ法以來の既成概念や、預金とある文字の末に拘泥した俗説が、大切な當座取引契約の法理を紊り、更に之が患ひして今尙當座預金の時効起算點に關する解釋を失當なものとするに至つたことは、返す／＼も遺憾なことである。吾々實務家は判例に反對した獨斷論で仕事を進める譯には行かないのであつて、「當座預金の時効は預け入れの時より進行し五年にして完成す」と云ふが如き暴論に迷はさるゝことなく、先づ何を措いても正式解約の手續(内容證明の解約通知)を履行し、然る後初めて時効の進行を見守るべきである。

左に大審院の最近の判決要旨を掲出して、著者の説の暴論に非ざる所以を證明して置く。

「惟フニ斯ノ如キ取引ニ於テ之ヲ當座預金ト云フモ將タ當座勘定ト云フモ开ハ名ニ過ギズ所謂預金者ノ爲ス預金ナルモノハ夫ノ單ナル利殖ノ爲メニスル預金トハ全ク其趣ヲ異ニシ預金者ノ振出ニ係ル小切手ノ資金タル性質ヲ有スルト共ニ小切手金ノ償還義務ヲ擔保スル作用ヲ具フルモノナルヲ以テ所謂預金ハ當該取引ヲ構成スル不可分ナル一要件ニ外ナラズ、從ヒテ該契約ノ存続スル限り預金者ハ小切手ニ依ラズシテ妄リニ其ノ拂戻ヲ請求スルコトヲ得ズ其ノ拂戻ハ該

契約ノ終了シタル時ヲ以テ始メテ之ヲ請求スルヲ得ベク而シテ消滅時効モ亦此時ヲ以テ進行ヲ開始スルハ殆ンド自明ノ理ト云ハザルベカラズ(大審院判決昭和十年二月十九日)。

(参考文獻)

華商銀行研究昭和十一年十月號所載拙稿「當座預金の時効起算點に關する定説と異説」

### 第三節 當座取引の解約

當座取引の解約原因には色々ある。

(イ)本人の死亡又は申出、(ロ)銀行の申出、(ハ)不渡處分其他第三者の強制力により、(ニ)附込口繰込後自然消滅等がその主なるものである。

原因の如何を問はず、解約に關聯して色々注意すべき事項がある。今其の主なるものを列擧しつゝ、簡単に説明を附け加へて行く。

#### 一、小切手の回収

小切手は豫め銀行から貸與したも同然であり且解約後に至つて取引なき者の手に用紙の渡るこ

とがあつては、銀行も第三者も非常に迷惑するから、使用残りの小切手用紙は速かに銀行へ引上げて既使用分と固定番號の照合を爲し、解約口座の最終行へ此旨記入を爲し内規の命する所により用紙は適宜之を處分する。

#### 二、解約後の呈示小切手

解約後に小切手の呈示を受ける場合が四つある。(イ)解約前に振出された小切手、(ロ)先日附で振出されてゐた小切手の解約後の呈示、(ハ)未回収の小切手を用ひて解約後故意に振出されたもの、(ニ)又時として、意外の第三者の名義を以て振出された小切手の呈示等が之である。是等は無論支拂ふべからざる小切手であるから、相當の理由を附して拒絶すべきである。

#### 三、解約の確定

當座契約は當事者の一方の申出によつて何時でも解約出来ることになつてゐるが、口頭申入れのみでは契約の相手方即ち取引先へ通じ兼ねる場合、又は簡単な書面などでは法律上の効果の疑はしい惧れある場合には、最後の手段として、内容證明にて解約通知を發しなければならぬ。無論宛所は正式に届出でられた最近の住所に據るべきである。此の解約通知の効力は、發信主義か

着信主義によるかは一應問題であつて、假りに前者が正しいとしても、銀行としては着信主義により初めて效力を發生するものと看做して手續をとる方が安全である。

#### 四、當座預金と他の債權との相殺

當座契約に當つて相殺の規定を設けてある向きもあるが（前掲全文中には無い）、斯かる場合は無論のこと、之なくとも、他の債權發生の前提契約に於て之に言及してある場合は、當然のこととして當座預金との相殺が可能である。

解約後に於ては、此點に關して假りに何等の契約はなくとも、相殺適應状態に在るものと云へる。

相殺の通知は内容證明便をもつてせざれば第三者に對抗出來ない。無論發信主義に據ることが出来る。

結

語

通念から言へば、當座預金事務は無論預金事務の一種に相違ない。乍然、此の考へ方は決して正しいものではあるまいと思はれる。繰り返して言ふ様であるが、預金せんが爲めの當座預金と云ふものは何處を探してもないのであつて、小切手や手形の支拂をして貰うが爲めの預金に外ならないのである。即ち冷靜に考へて見れば預金は手段であつて、小切手、手形の支拂事務が當座事務の本態である。極言すれば當座預金事務は支拂事務が生命であり、預金事務は附隨業務たるに過ぎない。最う一つ言葉を換へて言へば、廣義に於ける代理事務の一種、之が當座預金事務の正體である。

それにしては、現在の銀行の奉仕振りは少々行き過ぎてゐないであらうか？ 僅かの要求拂預金に利子は附ける、安くもない小切手用紙は無償で渡す、幾ら切手や手形を濫發されても唯隨喜の涙を涕してゐるのみと云ふのが少なくない。それで果していゝのであらうか？ 斯うした疑問は當座係としては當然抱いてゐる疑問であらうと思ふ。尤もな疑問である。預金は無利息にすべし、小切手用紙代は徵求せよ、採算われの向きに對しては手数料を請求せよ、と云ふ叫びは今に始まつたことではない。精密な原價計算を遣つて見るまでもなく、當座預金残高のみで償ひのと

れてゐる取引先と云ふものは、さうザラに在るものではない。然し、さればと云つて今直ぐにでも外國並みに以上の理想を實現せしめよ、と言つて見た所で、それは我國の現状に即しない理想論である、と一蹴されるに決まつてゐる。何が我國の現状かと云へば、それは寔に空漠たるものではあるが、強ひて言へば、經濟社會の幼稚なる點と、銀行界の競争激甚なる點とに求められるであらう。又或は從來の我國金利が諸外國に比して著しく高率であつたと云ふ事實も特殊な事情と云へば言へないことはない。

乍然、躍進日本は近き將來に於て劃期的な飛躍を遂げんとしてゐる現状である。低金利政策も今やその緒について來た。國防費の充實は必然我國經濟活動の地位を昂上せしめずには置くまい。押すな／＼の群小銀行も聽て大合同によつて面目を一新する日が來るであらう。

斯う見て來ると、當座預金と云ふものゝ將來は決して現状で甘んずべきものでないことが首肯されるであらう。若しさうした時代が到來したら、我が實務誌も亦全然書き替へられなければならぬ時代が來るかも知れない。それまでのつなぎである。古き時代の最後を飾る實務誌、之が本書の姿である。舊弊に育つた吾々には之れ以上の實務誌は書けないのである。けれども曩にも言

つた如く、當座預金事務の代理事務化は之は必然の勢ひであつて、之が法律的根據を爲すべきものは、即ち取りも直さず、當座預金の法性に之を求めなければならぬ。今の吾々としては、是れさへしつかりと擱んで置けば、將來如何なる新事態が醸成され様と、敢て驚くには足るまいと思ふ。筆を擱くに當つて特に此の事を繰り返して置く次第である。

## 當座預金事務（完）

昭和十一年九月廿七日 印刷  
昭和十一年九月三十日 發行

昭和十一年九月廿七日 印刷  
昭和十一年九月三十日 發行

〔定價金九拾五錢也〕



有所禮作活  
(務事金預産營)  
附 典

著 者 木 島 洋 一

發 行 者 東 京 市 麹 町 區 九 段 一 丁 目 四 番 地  
所 國 松

印 刷 者 東 京 市 麹 町 區 九 段 一 丁 目 四 番 地  
海 野 勇 助

兌 發

東 京 市 麹 町 區 九 段 一 丁 目 四 番 地  
振 替 東 京 四 二 八 二 一 番  
大 阪 市 東 區 大 手 通 二 丁 目 四 六 番 地  
振 替 大 阪 三 一 六 六 六 番

文 雅 堂

(行印所刷印堂雅文)

717  
38

圖書

民國十一年六月三日  
大清宣統元年六月三日  
宣統二年六月三日

文  
部  
堂

(總辦圖書部)  
圖書

第一冊	第二冊	第三冊
第四冊	第五冊	第六冊
第七冊	第八冊	第九冊

(圖書部圖書部)

